

連載

露呈した被告人処罰狙いの司法動員

弁護士 高山 俊吉

裁判員制度
どこへ行く?

認定も量刑も「検察官の主張」のまま
「国民の常識」に名をかりた糾問官か

制度反対を訴える大量のビラが配られ、裁判所一帯が抗議の声に包まれデモが展開される中、裁判員裁判の全国第一号事件が八月三日～六日、東京地裁で強行された。この国の司法史上、民衆自身が民衆を裁き、民衆が民衆に裁かれる初めての裁判。その関係をリアルに示したのは裁判長の強いリードだった。懲役一五年がなぜ妥当なのか理解できた裁判員が一人でもいたのか。

いったいどこに市民の風が吹き、市民参加の感動があつたのか。事実が示したものは、認定も量刑も検察官の主張にびつたり沿うもの、つまりこれまでの裁判と変わらない中身だった。変わったことを挙げれば、量刑がこれまでの相場より重くなったことだけだ。決定的に目立ったのは「市民参加」のことさらな演出と訴訟技術のプレゼンテーション合戦。裁判員が演じたのは、冷静、公平な判断者ではなく「国民の常識」に名をかりた糾問官の姿だった。被告人は「九人の裁判官」から追及され、遺族から処罰感情を直接ぶつけられた。裁判員制度の目的が、被告人処罰のための市民の司法動員と裁判員自身に対する司法公民教育にあることが誰の目にも明らかになった。

量刑(情状)だけを争点とする裁判でも、四日間では話にならないほど認定は粗雑・粗末になる。事件は、生活保護を受けていた老人が過去に生活保護を受けていたらしい近傍の在日中年女性を殺害したもの。しかし論じられたのは、どんな斬りつけ方をしたか、追いかけたか、救護の措置を講じたかなどという文字通りの皮相的現象だけだった。貧困、差別、孤独、絶望。なぜ彼は彼女を殺したのか、殺人に関して彼が負う責任をどう見極めるか。そんな観点はおよそ顧みられることがなかった。「裁判がわかりやすくなった」という評価が盛んに展開された。審理内容を単純化し、論点と証拠を極少化すれば、わかりやすくなる反面、

真実の究明は確実に犠牲にされる。四日間の審理では所詮それ以外のことはできない。わかりやすさとは何か。ドラマの台本のように「公判前整理手続き」で決められた時間割表に従い、目撃証人への形ばかりの反対尋問と被告人に対する糾問的な質問に徹することによって、法廷をショーが見せ物の場にすることを言うのではないか。三日間この裁判を傍聴した五五歳の主婦は、「嫌な思いや『不完全燃焼』という感じのほうが多く残りました」と述べた(八月六日「朝日新聞」)。当然の素直な感想である。それでもこの裁判は、本来なら三日で終

わる内容だったのだが、初めての裁判員裁判であることを考慮して、四日に「延ばした」のだという! 今後はもっと短い裁判になるという訳だ。それはもはや刑事裁判の名に値するものではない。

破綻の兆しが早くも見える。一〇〇人が候補になりながら四七人しか裁判所に来ない低出頭率を「高い」と喜んでみせる裁判長。それなら行かなくてもよいかと出頭者は今後さらに減ろう。そして裁判員中途離脱。「四日間でも長い」と嘆く裁判員たちの負担と苦痛。そして、評議室論議の敢然秘密化という究極の不合理。

ある裁判員は「判決前に一人で泣いた」と語った。裁判に否応なしに関わらされ、泣かねばならない市民。「市民の司法参加」の美称の内実を包み隠さず言えば、文字通りの「市民の司法動員」であり、「現代の赤紙」だという評価を、この裁判員の涙は見事に裏付ける。初の裁判員裁判の結論は判決に納得しない被告人の控訴で幕を閉じた。「市民の声」にかけられた冷や水である。さて、裁判官だけで審理される二審の判事諸公はどんな根性を見せるか。

●たかやま・しゅんきち 一九四〇年生まれ。東京大学法学部卒、東京弁護士会所属、高山法律事務所主宰。交通法科学研究会事務局長を務め、市民の立場から交通事故や道交法など交通分野を追究すると同時に、憲法と人権の目撃者をめざす代表として、憲法や司法をめぐる問題についても活発に発言。「道交法の謎」裁判員制度は「いらぬ」など著書多数。

検察の謀略「松川事件」の佐藤氏逝く

弁護士 高山 俊吉

提出されなかった「アリバイ」メモ
検察による「証拠隠匿」犯罪だった

佐藤一さんが亡くなった。六月二二日の朝日新聞は「松川事件」で逆転無罪の見出しで佐藤さんの死を報じた。松川事件とは、一九四九年八月一七日、国鉄東北本線松川駅（福島県）近くで起きた列車転覆事件である。青森発上野行きが脱線転覆し、乗務員三人が死亡した。捜査当局は、大量人員整理に反対していた東芝松川工場労組と国鉄労働組合の謀議による犯行と見て両労組関係者二〇人を逮捕、起訴。佐藤さんはその一人、当時二七歳だった。

インフレが庶民の生活を襲って社会不安が一気に広がり、官民ともに首切りの嵐が吹き荒れていた時代である。五〇年に一番死刑判決、五三年に控訴審死刑判決。五九年に上告審差し戻し判決、六一年に差し戻し控訴審無罪判決、六三年に第二次上告審無罪判決。一番では他に四人、控訴審では他に三人が死刑。無期・有期の懲役が十数人にも及ぶ歴史的な重大事件になった。第一次上告審時代は私の中学・高校時代に重なる。緊張して新聞記事に目を通していった。「佐藤さんは実行犯とされ、福島地裁、仙台高裁で死刑判決を受けた。その後、佐藤さんのアリバイを示すメモが見つかったこ

とから、最高裁が破棄し、六一年の差し戻し審で全被告が無罪となった」（朝日）。最高裁が劇的な逆転の判断を断行した背景にアリバイ証明がある。冤罪事件に関心を寄せる人びとが知る「諏訪メモ」である。

諏訪メモは実に佐藤さんの不在証明だった。国労の組合員たちと佐藤さんの間で列車転覆に関する連絡謀議があったとされる日、東芝労連中央オルグだった佐藤さんが「謀議場所」から遠く離れた工場内で開かれていた対会社団交に出席し、交渉中に何度も発言していたことを工場事務課長補佐諏訪親一郎氏が団交記録に記していた。

控訴審判決直後の五四年一月、記録映画づくりの東芝松川工場に赴いた救援会関係者と面会した諏訪氏がふと洩らした言葉が「八月一五日、佐藤氏は団交に出ている。自分はそのことを記したメモを検察に出したのだが、それは裁判には提出されなかったのか」というものだった（会議では発言した方がよい）というのも小さな教訓だ。その言葉が捲土重来の闘いの歴史的な発火点になる。佐藤さんがかねて強く主張しながら一顧だにされなかったアリバイを会社側の要人が動かぬ証拠で証明してくれたのだ。無視できないのは、このメモが検察の手に渡ったのが事故発生直後の時期だったことである。検察による「証拠隠匿」犯罪が

始まり、転勤する副検事にメモを密かに持ち歩かせた。結果は、翌年一番・四年後控訴審の死刑判決。「殺人判決」の名に値する許し難い蛮行であった。検察は、最高裁の提出命令でようやく法廷に提出されるまで、弁護団がたび重ねて要求したメモ開示要求を蹴り続けた。その意味で「佐藤さんのアリバイを示すメモが見つかったことから、最高裁が破棄し」という朝日の報道は明らかに不正確だ。「佐藤さんのアリバイ隠しに関する検察の謀略が暴露されたことから」と言わねばならない。

雪冤の闘いを仲間とともに闘い抜いた佐藤さんと、はからずも雪冤の武器を相手方に提供することになった諏訪氏。激しい労使紛争の対決現場の活写が決定的な武器となったとは何とという歴史の皮肉だろう。

現に裁判員制度を推進しているのはその検察と裁判所だ。足利事件にあらわれた警察・検察・裁判所のでたらめのルールも、裁判員制度のウソを見破る鍵も松川事件にある。権力犯罪の延長にある裁判員制度。私たちはその欺まん連鎖を直視しなければならぬ。

●たかやま・しゅんきち 一九四〇年生まれ。東京大学法学部卒、東京弁護士会所属、高山法律事務所主宰。交通法科学研究会事務局長を務め、市民の立場から交通事故や道交法など交通分野を追究すると同時に、憲法と人権の日弁連をめぐらす代表として、憲法や司法をめぐる問題についても活発に発言。「道交法の謎」裁判員制度は「いらぬ」など著書多数。

連載

冤罪は足利事件で終わらない

弁護士 高山 俊吉

どっへ行くと？
裁判員制度

刑事弁護の基本を忘れた日弁連
本質を突かないのがマスコミか

九〇年、栃木県足利市のパチンコ店駐車場で四歳の幼女が行方不明になり、渡良瀬川の河原で遺体が発見された。事件発生から一年七か月経ってから、菅家利和さんが殺人等の容疑で逮捕された。決め手は幼女の下着に付着したとされる体液のDNAと菅家氏のDNAが一致したこと。その裁判は、一番、二番とも有罪。最高裁で無期懲役が確定。菅家氏が下獄したのは事件から一二年後の〇二年七月。その確定判決がDNAの不一致確認により、覆ることがほぼ明らかになったのだ。この間大きく報道されている足利事件と呼ばれる事件である。菅家さんの無実・無罪を心から喜びたい。だが、大事なことは、この事態を招いた責任を絶対に曖昧にさせないことである。決定的に重要なのは、有罪の判決を求めた地検・高検・最高検と、有罪の判断を下した地裁・高裁・そして最高裁の責任である。これらの人びとこそが菅家氏を塗炭の苦しみ追い込んだ下手人たちのだから。

国家権力総掛かりの人権侵害犯罪が白日のもとにさらされた中で、この国の裁判の正統性を言い募って裁判員制度を推進してきた勢力を覆う暗雲は、一二年かかって結

論を誤る事件をどうして三日や四日で正しく裁けるのかという世論の広がりへの恐怖だ。裁判員制度実施突入にもかかわらず、国民の批判は一層厳しさを増し、息も絶え絶えの制度は、ようやく発足にたどり着いてそこで絶命ということになりかねない。

マスコミと日弁連まで巻き込んだの対策は文字どおり醜態であった。DNA鑑定科学が飛躍的に向上したから今後は問題はないという妙な「安心」論に国民を引き込み、「苦しむ人を救済できた喜び」に善良な市民をひたらせ、裁判員裁判に参加する目標ができたと思わせる。これで「世はすべてこともなし」になる。

検察庁は、再審開始前に菅家氏を釈放して「予想外に話がわかる検察」を演出した。法相・検事総長・国家公安委員長・警察庁長官・県警本部長は、雁首を並べて謝罪の「大盤振る舞い」を見せた。マスコミは、ヒューマンストーリーの味付け満載の報道で紙面・画面を飾り、笑顔と花束とすしとカラオケの場面を私たちにくり返し見せつけた。許せないのは日弁連だ。会長の緊急談話は、「検察官が再審開始を容認し、菅家氏の身柄を解放したことについては高く評価する」というものだった（六月四日）。とんでもない人権侵害の下手人に対する「高い評価」の背景には、流れが裁判員制度への批判に

向かうことを極端に恐れる心情と、検察庁と日弁連の「蜜月」を壊さないというゆがんだ姿勢がにじみ出ている。刑事弁護の基本を忘れた態度として、再審請求に関わっている弁護士たちから痛烈な批判を受けたことは言うまでもない。

会長談話には菅家弁護団自身が関与していたと日弁連関連委員会の委員長は報告した。おやおやである。そう言えば、楽しげな弁護団会議風景が記者団に公開され、弁護団の中心に裁判員裁判の下の弁護活動を指導する弁護士がいることが知られた。

自身の人生を長く奪われた菅家氏の怒りと市民の裁判員制度への不評の両者を覆い隠すもくろみを許さず、裁判員制度への反情をこれ以上高めまいとする国策の一つひとつを暴露することがどれほど大切であるかをこの事件は教えてくれた。

いかに弁護団が引きつったほほえみを見せようとも、菅家氏の目は笑っていない。菅家氏の怒りに本当に答えられるのは、裁判員制度は冤罪につながると主張し、最高裁と政府・法務省と正面から闘い、制度絶対反対の旗を掲げてきた者だけである。■

●たかやま・しゅんきち 一九四〇年生まれ。東京大学法学部卒、東京弁護士会所属、高山法律事務所主宰、交通法科学研究会事務局長を務め、市民の立場から交通事故や道交法など交通分野を追究すると同時に、憲法と人権の日弁連をめぐる国会代表として、憲法や司法をめぐる問題についても活発に発言。「道交法の謎―裁判員制度はいらない―」など著書多数。

連載

今こそ「裁判員制度廃止」の闘争宣言を

弁護士 高山 俊吉

どいへ行く?

裁判員制度

どうして国民の声を無視するのか
司法史上空前の暴挙の絶対阻止を

竹崎最高裁判長官は、憲法記念日を前にした記者会見で、裁判員制度開始の準備が整っていると述べた。事実を正面から見つめ、事実にはたすら謙虚であることは裁判の本質であり、裁判所の使命だ。裁判所の頂点に立つ最高裁判長官が順調と言ったのけた準備の現場をみよう。

五月三日の読売新聞は、「裁判員裁判に参加したくない」が過去最高の七九・二割になり、「裁判員制度の導入に反対」が六二割と「導入賛成」の三四割の二倍近くに上がったことを報じた。続いて五月一〇日の日本テレビは、「参加したくない」が八四・四割に達したと報じた。これが、政府・最高裁が野党、日弁連、マスコミを巻き込み、五年間をかけて展開した制度準備に国民が下した「最後の審判」である。いったいどこが順調なのか。

五月二一日、満身創痍の裁判員制度がついに始まった。まともな裁判になる見通しはまるでなく、破綻が誰の目にも明らかに出発。何が何でもやるぞという「トンデモ司法」は、この国の司法史上空前の暴挙である。

いささか長くまだるっこいが、我慢して

読んでほしい。裁判員法附則二条一項の法文である。

「政府及び最高裁判所は、裁判員の参加する刑事裁判の制度が司法への参加についての国民の自覚とこれに基づく協力の下で初めて我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるものであることにかんがみ、この法律の施行までの期間において、国民が裁判員として裁判に参加することの意義、裁判員の選任の手続、事件の審理及び評議における裁判員の職務等を具体的に分かりやすく説明するなど、裁判員の参加する刑事裁判の制度についての国民の理解と関心を深めるとともに、国民の自覚に基づく主体的な刑事裁判への参加が行われるようにするための措置を講じなければならない」

まだある。裁判員法成立時（〇四年）に、政府と最高裁に対し、衆院は、「国民が自ら進んで裁判員として刑事裁判に参加してもらえよう、裁判員制度の趣旨やその具体的内容の周知のための活動を十分に行え」と、参院は、「制度の円滑な実施のため、国民の意見をも聴きつつ、制度の周知活動の実施を含め、本法施行前における準備を十分行え」と、それぞれ付帯決議をしていたことも付け加えよう。

法律自身と国会決議が政府・最高裁に強

く要求した「国民の理解と関心」の到達状況が前述のとおりだとすると、当局はこれに謙虚に従う以外になかったはずだ。ことを最終的に決するのはあくまでも主権者たる国民だ。主人公の意思を無視して強引に始めても、国民が手を結んで非協力を表明すれば、この制度は直ちに崩壊する。

とすれば、私たちがなすべきことはただ一つ、暴挙に突っ込んだ政府・最高裁に対し、「裁判員制度廃止」の闘争宣言を発する以外にない。

裁判員に予定されている国民、裁判員に裁かれたくない被告人、裁判報道を全面的に規制されるマスコミ、この国の司法を憂う弁護士や裁判官や検察官――、そのみんなが裁判員制度の廃止を要求して立ち上がる。この国の司法が自滅の道に向かうことを天下に宣言したその時に、国民がこの国の司法をまともなものにする行動に決起する。

読者諸兄弟の皆さん、そして広範な国民の皆さん、ともに手をつなぎ、この壮大な行動に力を合わせて取り組もう。これこそ本当の「市民の司法参加」ではないか。■

●たかやま・しゅんきち 一九四〇年生まれ。東京大学法学部卒、東京弁護士会所属、高山法律事務所主宰。交通法科学研究会事務局長を務め、市民の立場から交通事故や道交法など交通分野を追究すると同時に、憲法と人権の日弁連をめぐらす会代表として、憲法や司法をめぐる問題についても活発に発言。「道交法の謎」裁判員制度は「いらぬ」など著書多数。

追跡レポート

ストップ！裁判員制度

本気なのか？「国民の理解・支持なき」強行

弁護士 高山 俊吉

模擬裁判で欠陥浮き彫り
藪蛇になった残虐シーン

裁判員制度実施まで、ついに一カ月を切ってしまった。果たして予定通りスタートできるのだろうか。ここに来て、延期、さらには見直しの可能性が大いに高まってきたのではないか。

なるほど裁判所には、裁判員が出席する特別法廷が完成、画像設備なども整った。ハード面では、スタート日である五月二二日には間に合うだろう。問題は、いまだ

に国民の支持を得られていないという厳然たる事実だ。

延期は困る、ゆゆしき問題だ、あつてはならない、などというのは、裁判員制度を押し進めてきたごく一部の人間だけだろう。ほとんどの人は、「やっぱりそうなたか」と思うのではないか。最高裁や法務省にしても、表向きは「遺憾の意」を表明するかもしれないが、内心ホッとするに違いない。がっかりするのは、毎日一時ごろまで残業をさせられていた法務省の関係職員たちだろう。

というのも、裁判員制度を意識した法廷が展開されたものの、かえって裁判員制度の欠陥を浮き彫りにしてしまったからだ。江東区のマンションで起きた女性バラバラ殺人事件の公判がそれだ。すでに本誌三月号の私のコラムでも触れたが、公判の現場は阿鼻叫喚と化した。

死刑を求刑したい検察側は、事件の残虐性を認識してもらおうと、視覚的な要素を取り入れた。視覚的に訴える方式は裁判員制度でも積極的に採り入れることになって

いる。そこで、被告人質問で、マネキンを使い、死体をバラバラにしていく過程を映像で流した。マネキンとはいえ、映像はリアルで、ご遺族の方たちが、いたたまれなくなり、泣きじゃくり、悲鳴を上げ、退廷する方が相次いだ。

裁判員に選ばれた人たちは、法律のプロでもなければ、刑事でもない。素人にすぎない。このような残虐な映像を見せられて、冷静でいられるはずがない。すると裁判続行不能といった事態になりかねない。要するに船出はしたもの

本気なのか？「国民の理解・支持なき」強行



地裁開催の裁判員制度体験会

の、埠頭を出たとたん沈没してしまふということだ。

検察側だけではなく、裁判所も、法務省も、刑事裁判の公判では、陰惨な場面も提示しなければならぬことを、制度がスタートする前に裁判員に知らせたかったのだろう。だから、女性バラバラ殺人の公判で、試行してみることにしたのだった。ところが予想以上の大パニックになってしまった。新

聞、テレビで大きく報道され、驚いた国民も多かった。

実は準備期間のここ五年間、五〇回もの模擬裁判を全国で開かれている。ところが、検察側が死刑を求刑したケースは一件もなかった。実際には、死刑を求刑する裁判は年間二〇件程度あり、最近の重罰化傾向から、今後その数は増えていくとも言われている。それだけに、模擬裁判で死刑を求刑

した裁判をしておかなくてはならなかった。しかし、模擬裁判で、女性バラバラ事件の公判のようなパニックが何度も起これば、裁判員制度そのものが崩壊してしまうことを関係者は恐れていたのだ。さすがに導入直前にきて、一度も事例がないのはまずいということになり、実際の裁判で見せることにしたのだった。

「慣れさせよう」というのが最高裁や法務省、検察側の思惑だ。しかし、

凄惨な場面に慣れさせるといふこと自体が、人間性に欠けているのではないか。昨年五月には医師とも連携して二四時間体制の「心のケア」まで準備しているというが、まるで裁判員のストレス障害を見越しているような用意である。

それだけではない、この女性バラバラ殺人事件の公判は、今年一月二三日の第一回公判から判決が下された二月一八日までわずか一カ月の超スピード裁判になった。これも裁判員裁判を意識したものだ。裁判員裁判では、被告が事実を争わない場合、三回の公判で終るとしている。この裁判では、被告が女性を殺したことも、その後バラバラにしたことも、すべて自分がやったと認めている。つまり争わない裁判だったが、プロの裁判官が集中審理したのに、それでも一カ月少しの間に七回の公判を必要とした。同じ公判を素人の裁判員が集中審理して、三回で終わるといふのは常軌を逸している。

それも三日連続の三回の公判で、判決を出さなくてはいけないというのだ。例えばこんな日程になる。

月曜日の午前中に裁判長からの裁判員の呼び出しがあり、裁判員にふさわしいかどうかの審査がまずある。それにパスすると、午後から審理が始まる。火曜日一日かけて審理がおこなわれ、水曜日三日の午前中に評議がおこなわれる。それから、裁判長が判決文を書いて、午後に判決の言い渡しをする。すると、審理が実質火曜日一日しかない。全日程は四日間にすることもできるが、それでも審理は二日のみだ。そんなの無理だろうと誰もが思うだろう。ことに死刑を求刑された場合、その是非の判断などできるものだろうか。

**最高裁の味方
新聞協会の罪**

新聞に掲載されたある裁判員の模擬裁判体験記を紹介しよう。この人が驚いてしまったのは、ある裁判員が被告人に対して「あなたは起訴されたんですか、されなかつたのですか」と質問したことだったという。被告人は起訴されたから、法廷にいるのであって、その裁判員は、この程度の知識もな

い素人だった。しかし、模擬裁判に出た裁判員たちは、実は、どぴきりのエリートである。実際の裁判員のように、無作為で選ばれた人たちではなく、応募してきた人たちだからだ。おそらくもともと裁判に関心があった人たちのはずだが、関心の高さと知識とは比例するわけではない。

無作為に選ばれた実際の裁判員の人たちはなおさらのこと、冷静明晰な審理を期待するのは酷だ。正当な理由がなく辞退した場合は、罰金一〇万円と脅されるのだから、仕方なく従うという人たちが圧倒的多数だ。

「こんな制度いらない」という声ほどの新聞の世論調査でも、高い率で導入反対の結果が出ていることから明らかだ。だいいち、最高裁が独自にした調査でも、八二割が消極と出ている。

ところが、窮地を救ったのがマスコミだ。この二月には日本新聞協会と最高裁との間で、談合としか思えない協議が成立した。裁判が終了したあと、関わった裁判員が共同記者会見を開くという新聞協

会の要求に最高裁が同意したのだ。

裁判員個別の取材は「法度、裁判の内容についてのコメントもダメ、良かった、あまり良くなかった、ひどかった」という程度の感想ならかまわないというのが合意内容。そんな情報で記事が書けるのかと心配になるが、このような条件で、導入反対の声が圧倒的な裁判員制度に与する新聞協会も情けない。司法のあり方を監視するのがマスメディアの責任なのに、それを捨ててしまったことになる。

裁判員になれば 人格が変わる？

裁判員に選ばれたのは全国で二九万五〇〇〇人。このうち審査の結果、職業（警察官や法曹関係者）や年齢（七〇歳以上）、病気で七万人ほどが資格がないことがわかり、最終的には二二万五〇〇〇人になった。私のところに、選ばれた人たちから、メールが来る。

心配ではない、夜も寝られないというものが多い。これまではテレビのニュースなどで、対岸の火事のように事件を見ていた。

ところが、通知が来て、裁判員候補者名簿に登録されて以来、食い入るように見えるようになったという。自分ならどうする、この事件の犯人が被告の公判を担当することになったら、死刑にするか、無期懲役なのか。「秋田で自分の娘と、娘と仲良かった男の子の二人を殺してしまった母親は二審とも無期懲役になったけれど、死刑になせならないのか、自分ならどうするか。こう考えていくと、夜も眠れられなくなる……」。

ところが、このことこそが裁判員制度を作った目的だった。世の中の治安を守り、平穏な社会にするためにはどうすればいいのか、一人ひとりが、自分で考える人間になってほしいという御宣託だ。ある講演で検事総長の樋渡利秋氏はこう述べている。

「規制緩和をすると人心に乱れが生じる。その乱れを正すためには裁判員制度が必要だ。だったら規制緩和をしなればいいのか」と思うのだが、規制緩和は必要だと

思わないようにするために、一人

ひとりが法を守る、秩序を守るという意識を強く持つように人格を変えていかなければならないというのだ。一度、裁判員に指名されれば、その意識が高まるとでも思っているようだ。

こうした考え方に、私は恐怖さえ感じる。新聞やテレビで、見ず知らずの他人が何か罪を犯しても、「ひどいな」「ぐらいに感じるだけだったとしても、それはそれでいいではないか。常に犯罪の是非について強く意識しなければならぬ」としたら、夜も眠れなくなるほどの強い緊張感しか生まれて来ない。私は常に緊張感を持たなければいけないのは、戦時体制の時だけだと思っている。

新聞に掲載された裁判員になった人の手記の中には、「老後は平穏に暮らして、死んでいきたいと思っている。それなのに、人を死刑にしたりする人生をなぜ送らなければいけないのか」といった意味のことが書いてあった。同感である。

裁判員制度は、最初から難産だった。その証拠に、導入のための

新法（裁判員法）には、附則をつけざるをえなかった。そこには「国民の理解と支持を得なくてはいいない」との一文がある。

現段階ではとてもではないが、「国民の理解と支持を得ている」とは思えない。実施するのを延期すべきだということになる。しかし、実施時期はもう決まったのだから、国民の理解と支持がなくても、スタートするべきだとの声もあるだろう。要するに、どちらを上位におくべきなのか、この法律の文言からは、優先劣後の関係はつきりしていない。

それ以前に、法律にいちいち「国民の理解と支持を得なくてはいいない」などという条項は入ら

ない。消費税導入にしても、導入すると決まったら導入するし、自衛艦がソマリアに行くとなったら行く。反対論も当然あるわけだが、議会で法律が成立したら、それで決まりというのが法律施行の本来の姿だ。わざわざ「国民と理解と支持」と附則につけなければいけないのは、この法律がもともと半熟でしかないことを示している。

だから、私は延期すべきだし、さらに踏み込んで見直しまで必要と確信している。今後、実施時期となつて五月二一日に向けて、様々なところから反対の声が上がるだろう。大規模な集会も開かれることになつていく。また、昨年解散かという時、野党から、導入

延期、見直しの声が上がった。弁護士でもある与党公明党の浜四津敏子代表代行まで、問題ありと言い始めた。選挙戦術として、反対の声を上げた方が得策だと思つたのだろう。ここに来て、解散論が浮上してきたので、再び、延期、見直しの声が国会議員から出てくるだろう。すでにそのための超党派の議員連盟も立ち上がつていく

（裁判員制度を問い直す議員連盟）、代表世話人は国民新党の亀井久興幹事長。さらに私たちは国会議員一人ひとりにあつたため廃止要求の要請状を出している。五月の連休明けごろから、具体的な形になつていくだろう。

裁判員制度だが、今になつても国民の理解と支持を得られていない。この間、宣伝普及のために湯水のごとく、金、それも税金をつぎこんだにもかかわらず、かえつて国民に不安が深まつてしまった。最高裁もこの事実には謙虚であるべきだ。だから強引に導入してはいけない。法律で決まつたことだから、導入しようと思えばできるなどといった論法は慎むべきだ。無理を通せば道理が引っこむだけだ。

（文責・編集部）

●たかやま・しゅんきち 一九四〇年生まれ。東京大学法学部卒、東京弁護士会所属、高山法律事務所主宰。交通法科学研究会事務局長を務め、市民の立場から交通事故や道交法など交通分野を追究すると同時に、憲法と人権の目撃者を目指す会代表として、『道交法の謎』裁判員制度についても活発に発言。『道交法の謎』裁判員制度はいらない』など著書多数。

日本新聞協会が放棄した“司法監視人”の責務

弁護士 高山 俊吉

裁判員制度
どう行く?

それで一体何がわかるのか
「事実に触れない感想だけ」

嫌われ者のどん底に落ち込んだ裁判員制度。苦しみの底でのたうつ最高裁と一役買おうと名乗り出た日本新聞協会（新聞・通信・放送の二四一社加盟）の間に、裁判員制度と報道に関する協議が成立した。二月下旬、新聞・テレビの一斉発表である。

新聞協会が最高裁に申し入れたのは「裁判員への取材・報道に対する理解要請と判決後の裁判員記者会見への協力」。「知った秘密は生涯洩らすな」と守秘一辺倒で走ってきた最高裁。それでは完全に市民に見捨てられるとマスコミに警告され（そして、少し道を開けてくれれば、私ら制度推進で走れますぞと持ちかけられ）、重い重い腰を持ち上げた結果が「判決後の記者会見」なのだ。これが一昨年五月から一二回にわたる交渉の結果だという。

協議成立？ 醜悪な談合じゃないかと酷評する向きもある。共同会見ではなく新聞協会だけで発表したところにも最高裁の姿勢がにじみ出ている。最高裁は「裁判員への取材・報道に対する理解」は示してくれなかったようだ。

裁判員法が定める守秘義務は恐ろしい。「元裁判員が評議中の裁判官や裁判員の意

見やその数を洩らしたり、裁判所の事実認定や量刑の当否を第三者に述べたときは、六カ月以下の懲役か五〇万円以下の罰金」とあるのだ。

最高裁は、裁判員は感想を言うところまでは許すが、事実をしゃべったら許さないと。ひどい経験をしたとかおもしろかったと言うのはよいが、どういう体験をしたとか何がおもしろかったかとかに触れたら、刑務所行きかも知れないと威嚇するのである。否応なく裁判所に引っぱり込まれ、人を刑務所に送り込んだ裁判員が、今度は自分の刑務所行きを心配しなければいけない——という状況の下、最高裁とマスコミの間で「事実に触れない感想だけの記者会見」の協議が成立したのだ。

だが、感想だけの記者会見など誰が見たいか、聞きたいか。また、顔を隠すからと言ったってどれだけの裁判員が応諾するだろう。取材・報道の手足を縛られ、こんな内容で妥協したわが国のマスコミは、報道者の魂を完全に失った。米国陪審員は自身の経験を公にすることが基本的に自由であり、米国のマスコミはそれを広く社会に紹介する自由を持っているのだ。

多くの市民が懐いている裁判員制度への深い疑問について、ともに立ち止まって考えることも、そしてそれを最高裁にぶつけ

ることも忘れたマスコミは、「裁判員制度の導入と定着」という国家権力の狙いにへなへたとひれ伏し、司法監視人の責務は春風に吹かれた羽毛のようにどこかにひらひらと飛んでいってしまった。

裁判員制度推進の市民向け解説書がとんと売れていないという。「裁判員の仕事は簡単」「裁判員は準備もいらない」などと最高裁や法務省が言いまくったのだから、売れる訳もない。一方で、拙著『裁判員制度はいらない』は好評だ。発行から二年余を経て、このほど文庫版になって再登場した。その後の新情勢を書き加えた改訂文庫版もおかげさまで好評である。

裁判員制度は一見準備が進んでいるように見えても、市民の心をとらえていない以上、破綻の相は歴然である。裁判員法は、制度に対する国民の理解が実施の前提であることを法文中に明記している。そして、その国民の理解がこの期に及んでも得られていないことが明白なのである。今からでも遅すぎない。制度の実施はやっぱり考え直すべきなのだ。

●たかやま・しゅんきち 一九四〇年生まれ。東京大学法学部卒、東京弁護士会所属、高山法律事務所主宰。交通法科学研究会事務局を務め、市民の立場から交通事故や道交法など交通分野を追究すると同時に、憲法と人権の目撃者をめざす会代表として、憲法や司法をめぐる問題についても活発に発言。「道交法の謎」裁判員制度はいらない」など著書多数。

連載

凄惨な場面も直視強要 ストレス障害の覚悟必要

弁護士 高山 俊吉

どいへ行く？
裁判員制度

法律家だからこそできる決意を
医者を用意してまで押し付ける

そのニュースには、裁判員になる可能性
がある多くの一般市民が、はなはだしい衝
撃を受けただろう。

今年一月、東京地裁は、江東区のマンシ
ョンに住む二三歳の女性を殺害したとして
殺人・死体損壊の罪に問われた被告人の集
中審理を行った。問題はその現場だ。

被害者の遺体がバラバラにされる様子を
再現した画像が法廷に大きく映し出され、
マネキンの足の赤黒い切断面が現れた。そ
の瞬間、傍聴席の遺族が悲鳴を上げ、係官
に付き添われて退廷し、その後も退廷者が
続いた。

しかし、検察官はめげず、都合三時間以
上もかけ、遺体を切り離した方法、手順な
どの実情について、克明を極めた質問を被
告人に浴びせた。弁護士は、「嫌疑を認め
ている被告人にそこまで執拗に質問する必
要はない」と異議を申し立てたが、検察官
は尋問をやめなかった(全国紙各紙〇九年一
月一五日)。

ベテランの刑事裁判官は、この審理につ
いて、「検察側に証明責任があり、裁判所
は取り調べざるを得ず、市民もそれを避け
られない」と論評し、東京地検は、「裁判

員にもこのような画像を見せようという
メッセージだ」とその意義を強調した(朝
日新聞)。

検察官には死体損壊罪の成立を立証する
責任がある。だから、損壊のプロセスを明
確にさせるのは当たり前前の公判活動とも言
える。遺族がいかにつらからうとも、検察
官は真実を曖昧にしてはいけない。裁判に
関わる関係者は厳しい覚悟を求められる。

被害者が一人の場合にはよほどの事情が
ないと死刑にならないので、この事件の検
察官は、どぎつく犯行の悪質さを訴えよう
としたのだろう(検察官は後日、死刑を求刑し
た)が、実際の裁判員裁判でも同じような
場面は少なからず生じると考えられる。

一般論を言えば、裁判員制度のもとでか
らといって、刑事裁判の厳格な証明を適当
にゆるめることはできない。前もって遺族
に立証内容を説明し了解を得たと東京地検
は釈明したが、立証方法は遺族の了解を経
て決めるものではない。真実から離れた証
明は立証の名に値しないから、マネキンを
使ったことの当否も非常に気になる。

「正視できない画像も調べるし、市民も避
けられない」との裁判官の論評も、「裁判
員にもこのような画像を見せる」という東
京地検の見識も、刑事裁判の本来の姿を前
提とした言説だ。

裁判官も検察官も弁護士も、一人の市民
としての感覚ではなく、法律家としての責
任感覚から、いつもその決意で事件に接し
ている。

問題は、そんな決意を持つ必要もなく、
持ったこともない裁判員に、なぜかくも凄
ましい体験を強要するのかわである。最高裁
や法務省は、口を開けば「裁判員の仕事は
そんなに大変でも苦労でもない」と言う。
彼らが描くなにやら楽しいにさえ映る誘い
文句と、この途方もない深刻さの間に広が
る恐るべき亀裂、乖離。

真実をウソ偽りなく言おう。「裁判員の
仕事はそんなに大変で苦労なもの」なのだ。
最高裁が、昨年五月、医師とも連携して二
四時間態勢の「心のケア」を予定している
と発表したのは、組織的に対応しなければ
ならないほど、夜も眠れない市民が日本中
に生まれると予測したからである。

それでもあなたは、「私の視点、私の感覚
私の言葉で参加します」のキャッチフレー
ズに誘われ、「待ちに待った市民の司法参
加」などと、弁当片手に浮かれ気分が裁判
所に出かけて行くか。

●たかやま・しゅんきち 一九四〇年生まれ。東京大学法学部
卒、東京弁護士会所属、高山法律事務所主宰。交通法科学研
究会事務局長を務め、市民の立場から交通事故や道交法など交通
分野を追究すると同時に、憲法と人権の日弁連をめぐらす代表
として、憲法や司法をめぐる問題についても活発に発言。「道交
法の謎」裁判員制度は「いらぬ」など著書多数。

連載

禁じ手「実名公表」も4割が叩き返した徴用通知

弁護士 高山 俊吉

どいへ行く? 裁判員制度

法相もまったくわかっていない
違憲と闘うのが弁護士の「本分」

最高裁判所は、昨年一月二八日、裁判員候補者名簿に登録されたことを通知する書面を二九万五〇〇〇人の有権者に送った。結果、どうしてそんなことを勝手にするのだという反発の声が一斉にあがった。実際に出頭する先は各地の地方裁判所なのに、わざわざ最高裁から送りつけたやり方を恫喝と捉えた人々も少なくなかった。

しかし、名簿登録は一方的にできる仕組みになっていて、通知の受け取りを拒否しても無効にはならない。それこそ権力的なご都合主義である。

その後、四割の国民がこの通知書を最高裁に送り返したと報道され、関係者は、その多くは裁判員拒絶の意思によるものと見た。通知書には「やりたくない」と書く回答欄は用意されていない。書きたくても書く場所がない。それにもかかわらずこれだけ多くの有権者が返送したというのはよくよくの反発だ。徴用の「赤紙」をたたき返したようなものである。

一月二〇日、「反発強し」の報道が盛んにされる中、東京・日比谷で、三人の裁判員候補者が実名を公表して通知に抗議する共同記者会見を行なった。制度実施に反

対する市民・学者・弁護士の「裁判員制度はいらない! 大運動」が、最高裁から通知が来たら連絡してほしいと呼びかけたところ、これに応えられた皆さんだった。

裁判員法は、何人も裁判員やその候補者を特定できる情報を公にしてはならないと規定していて(罰則はない)、最高裁は、その「何人」は、裁判員や裁判員候補者自身を含むと解釈している。「掟」を破って会見に参加したのは、Aさん(東京都会社員、六五歳)、Iさん(千葉県無職、六六歳)、Mさん(同県自営、六三歳)の三氏。裁判員を断固拒絶すると表明し、「そんな金は生活保護費に回して刑事事件が起きる原因を減らせ」などと、記者の質問にそれぞれの思いを語った。

会見不参加のOさん(東京都)、Gさん(北海道)、Wさん(神奈川県)のメッセージも紹介された。

その日夕方から翌朝にかけて、NHKを始めテレビ各社が実名公表の記者会見を一斉に流し、朝日、読売など多くの全国紙が朝刊の紙面を使って報道した。氏名不掲出、モザイク入り、音声変更など、実名公表に対するマスコミ自身の緊張ぶりもあらわになった。

記者会見は、各方面に激甚の衝撃を与えた。実名を公表しての抗議と弁護士の会見

関与を捉え、森英介法相は、二四日、「個人的見解だが、やり方にはいささか疑念を持つ」とし、「弁護士は法律を守ることが本分。(制度に)反対するにしても、あえてそんなことをしなくても目的を達することはできると思う」と述べた(二月二四日共同通信配信)。

法相は、市民や弁護士たちの強烈な反対運動を黙殺できなかった。弁護士の真の「本分」とは何なのだろう。憲法違反の間違った法律について、国民の立場に立ってその事実を厳しく指弾することこそ弁護士の責任ではないか。実際、記者会見に関するネット上の反応は、この皆さんと反対運動に対する熱烈な連帯であった。裁判員制度への激しい反発がその基盤にあることは火を見るよりも明らかだ。この一斉報道は、多くの市民が最高裁や法相に対する怒りを強め、反対運動に共感を寄せるきっかけにもなった。

法相自身が「目的達成の可能性」に触れざるを得ないほど、制度は崩壊の危機に直面している。

●たかやま・しゅんきち 一九四〇年生まれ。東京大学法学部卒、東京弁護士会所属、高山法律事務所主宰。交通法科学研究会事務局長を務め、市民の立場から交通事故や道交法など交通分野を追究すると同時に、憲法と人権の日弁連をめぐり会代表として、憲法や司法をめぐる問題についても活発に発言。「道交法の謎」裁判員制度はいらない」などを著書多数。

最高裁は拒否の意味さえ理解できない?

弁護士 高山 俊吉

現代の赤紙とは言いえて妙
受け取り拒絶でも名簿登録

○八年一月二八日、最高裁判所は、二九万五〇〇〇人の国民に、裁判員候補者名簿への登録を通知した。インターネットの会員制交流サイトでは、候補者名簿に登録された人たちの情報交換の場が次々と開かれ、同封のQ&Aパンフを読んでも納得がいかないなど、批判と疑問の嵐になった。「選任針」で出世兵士を送る「現代の赤紙?」と題するマンガが新聞に載り(二月二日付け東京新聞、週刊誌も「こんなものやめろ『裁判員制度』7つの大罪」と題する記事を掲載した(二月二日号週刊新潮)。

通知前日には、市民団体「裁判員制度は知らない!大運動」が制度廃止を訴える記者会見を行った。これに呼応するように、通知発送後に怒りや非難やとまどいの声が全国各地から挙がり、通知入り封筒を開封せずに送り返す人も出てきた(二月五日付け読売新聞)。

「受け取り拒絶」と書いて投函すると、封筒はそのまま最高裁に戻る。だが、戻っても候補者名簿から除外されるわけではなく、不出頭が許されるわけもない。本人の承諾など無用という、勝手に強引なやり方なのだが、それにしても、最高裁の通知担当窓

口には、受け取り拒絶の返送郵便が山積みになったことだろう。

候補者からの質問に答えるために最高裁判所が設けたコールセンターには、発送の翌日から問い合わせが殺到した。半数は辞退に関する質問で(辞退に関して聞く人は、自分はいやだと言っているのだ、ほかにもイヤだという苦情も多く、八七〇件の問い合わせ中、制度をほめる電話は一件だけだったと報道された(二月三日付け産経新聞)。

税金を一億一〇〇〇万円も使い、オペレーター一七〇人を用意したコールセンター。「国民との接点だから誠実に答えない」と最高裁が言う回答例文のサンプルを見よう(質問) 裁判員制度を導入することでどのようなメリットがあるのか。

(回答) ①裁判が迅速でわかりやすいものとなります。②判決の内容が、国民の多角的な視点や常識を反映したより説得的なものになります。

これでよくわかる回答のつもりか。第①の「迅速になり、わかりやすくなる」といつても「自ら裁判所に出かけて裁判を早く終わらせたい」とか「自ら裁判をわかりやすいものに変えたい」と考えている国民など、どこを探してもいやしない。

さらにわからないのが第②だ。「国民の多角的な視点や常識を反映したより説得的な

ものになる」というが、最高裁は、現在の裁判を「視野の狭い一面的で非常識な裁判官の弊害」と解説しているのか。もしそうなら、国民は、「そんな裁判官を作ったのはほかならぬ最高裁だ。人にものを要求する前にきちんと詫びて、責任をとれ」と叱責するだろう。そもそも、現在の裁判は正しく行われていると強弁し、そのことを前提にこの制度を導入のだと盛んに言っているのは最高裁自身ではないか。

となると、国民の「多角的な視点」や「常識」とはいったい何か。裁判官の判断をどう変えたいので、国民の視点や見識がほしいのか。現状に問題がないのならこの言い方はまやかした。問題があるのならその内容を明確にせよ。それこそ「国民の税金を使っているのだから、誠実に答えろ」である。

裁判をわかりやすくする裁判員制度と云いながら、その説明はこんなにも「わかりにくい」。国民が到達するのは、やっぱりこの制度はうさんくさいという素朴で単純な結論だ。国民を馬鹿にしてはいけない。■

●たかやま・しゅんきち 一九四〇年生まれ。東京大学法学部卒、東京弁護士会所属、高山法律事務所主宰。交通法科学研究会事務局長を務め、市民の立場から交通事故や道交法など交通分野を追究すると同時に、憲法と人権の日弁連をめぐり会代表として、憲法や司法をめぐる問題についても活発に発言。「道交法の謎」裁判員制度はいらない」など著書多数。

連載

どいへ行く?

裁判員制度

刑事司法は死滅し 上訴機能も放棄

弁護士 高山 俊吉

とにかくさっさと終わらせたい
ついでに公民教育をという傲慢

裁判員による裁判は、超短期に重大刑事事件の判決を出す裁判だ。最高裁判所は、七割の事件が三日間、九割の事件が五日間で終わると豪語する（最高裁判所のホームページ）。

裁判員に負担をかけないためというのだが、ある市民は、「そんなに市民に気を使ってくれるのなら、裁判員として呼び出すことをやめてくれ」とおっしゃった。そのとおりである。ペナルティーまで課されて裁判所に連行されることこそ、極致的な市民の負担ではないか。「市民に気を使う」という話には根本的なウソがある。

政府・最高裁のねらいは、重大な刑事事件を早く終わらせるのに市民を利用し、加えて、利用した市民に公民としての教育を施すという「一石二鳥」策だ。最高検察庁の総務部長といえば検察官の最上階級の方だが、裁判員制度の目的をそういうものだと正面から言い切っている（朝日新聞 神奈川版、〇七年六月二六日付）。

裁判員が参加する年間約三〇〇〇〇件の裁判は公判が開かれる全裁判の約三割。選りすぐりの超凶悪事件（？）のほとんどについて、

一週間で判決の言い渡しまでしてしまふ。裁判員が参加する前に、非公開の場（つまり密室）にプロの法律家だけが集まって裁判の下作り（主張の整理や証拠の取捨選択など）をする。そして、裁判員はその結果を見て判断するだけにする。それが一週間裁判を可能にする仕掛けであり、結果、裁判員はただのお飾りになってしまう。

私は、難しい議論をするつもりはない。読者の皆さんには、三日や五日で判決を言い渡す裁判は本当に裁判と言えるかどうか、その一点を考えてほしい。

横領だの背任だの公職選挙法違反だのは何カ月もかけて審理しながら、殺人事件や強盗致傷事件だけは三日かせいぜい五日程度で判決を言い渡す。重大事件の公判審理をそれ以外の事件より早く、簡略に終わらせる。おそらく彼らは言うだろう。「いや、公職選挙法違反の事件などそのうち三〇分で判決を言い渡すようになるから待ってろ」と。最高裁判所も法務省も、裁判と司法に関するものの考え方を根本的に踏み外している。

ここには、「こいつはふてえ野郎だ」と警察が挙げた犯人は、何でもいからすぐに刑務所にぶち込めとか、死刑台に送っちゃまよえというような、「気分やその場の勢い」で

裁判を仕切るといふ恐るべき思想が潜んでいる。

刑事裁判や刑事司法の死滅。そんな言葉が目につく。この国はいまおかしい。

重罰に固執する裁判官たちに市民が抵抗し、無罪や軽い処罰につながると予測する向きもある。そんなことはない。裁判員が参加する裁判は一審だけである。裁判員が「暴走」したら職業裁判官だけの控訴審裁判所が一審判決をひっくり返してしまえる。

それでは何のための市民参加だとひどい反発を受け、つい最近、最高裁判所（司法研修所）は、二審の裁判所は一審裁判員裁判の結論を尊重すべきだとする報告をまとめたという（一月二日各紙報道）。

しかし、これはこれでまたとんでもない話である。二審は、本来、一審判断の誤りを是正する裁判所だ。そのために高裁があり、最高裁がある。上訴審の存在価値を低めるのは司法機構の自己否定につながる。最高裁は、自分から進んで司法の構造を壊したり、機能を骨抜きにしようとしていると言われても、弁明のしようがない。

●たかやま・しゅんきち 一九四〇年生まれ。東京大学法学部卒、東京弁護士会所属、高山法律事務所主宰。交通法科学研究会事務局長を務め、市民の立場から交通事故や道交法など交通分野を追究すると同時に、憲法と人権の日弁連をめぐらす代表として、憲法と司法をめぐる問題についても活発に発言。「道交法の謎」裁判員制度は「いらぬ」など著書多数。

新連載

どへ行く?
裁判員制度

国民は国策遂行システムの駒ではない

弁護士 高山 俊吉

秘密を死ぬまで隠せるか
みんなで拒めば崩壊する

秋空のすがすがしい青さが目にしみる。が、別の思いで秋空を見つめる人々もいる。裁判員制度施行まであと七カ月ほどに迫った。法律成立の五年後に施行するとされ、準備期間の九割近くを使い切ったというのに、市民の気持ちは日一日と重くなり、もう石のように固まってしまった。聖書の言葉を使えば「笛吹けども踊らず」である。社民党と共産党が党の見解として延期を提案、民主党要人が見直しを提案、自民党の一部からも改革提案と、全党一致の賛成がついに崩れ始めた。

政府や最高裁は、裁判員はいやだと言っている市民から取った税金を使ってその市民に裁判員になれと迫っている。全国紙各紙の一斉全面広告にかかる料金は億の単位だ。納税者の怨念が乗り移って(??) 広告の女優も浮かない顔である。何とか裁判員を身近に感じさせようと政府も最高裁も躍起なのだが、いかんせん市民の冷たい視線を前に滑稽なほどの努力は空回りし、裁判員制度はもはや死相を呈している。

国民を制度に組み込む難易を消費税と比較して考える。読者にもいろいろお考えはあるが、消費税に反対の市民は少な

い。しかし、いくら剛の者でも、並んで待つお客さんを尻目に、スパーのレジ係をつかまえて、「ボク、消費税分払わないよ」とは言い出しにくからう。「それじゃ売れません」と言われるか、「主任さん、ちょっと来てー」と大声を挙げられるか、その辺で話は終わる。あとは消費税をどうにかしようという地道な取り組みが残るだけだ。

裁判員制度は違う。その気になって一人ひとりの市民が自らの身を裁判所に運び、連日裁判員席に座り、証人や被告人が言うことに耳を傾け、被告人には殺意があるとかないとか、被告人を死刑にすべきとかすべきでないとか言うのである。そして知った秘密は死ぬまで胸におさめる義務がくっついてくる。正当な理由もなく規律に反したら処罰もあり得る。その責任たるや重かつ大。しかし、言いかえれば、そんなのはイヤだと市民が拒絶を宣言し、立ち止まってしまうえば、この制度は一瞬で崩壊する。ここが消費税と違う最大のポイントだ。裁判員制度は最後の最後まで一人ひとりの市民の協力を前提とする。「あなたの参加あってこそはじめて成り立つ制度です」という新聞全面広告は、「みんなが協力を拒むと発足できなくなる制度です」と言っているのである。つまり、これは文字どおり拒絶お勧め広告と読める。

いったい世の中はこれからどうなっていくのか。毎日の新聞の政治面、経済面には鬼気が迫り、危機が漂っている。世界を覆う金融崩壊の話でどの頁もいっぱいだ。極限まで暴走した新自由主義政策は、この国では長く「構造改革」の名で推奨、推進されてきた。二〇〇一年六月、裁判員制度を政府に提言した司法制度改革審議会は、答申書の中で「司法改革は構造改革の最後の要(かなめ)」と断じ、発足したての小泉政権は、「司法制度改革」を国家戦略と位置づけると宣言していた。それは、裁判員制度とセットで弁護士人口を激増させ、司法支援センターに弁護士を統括させるなど、この国の司法を全面的に国策遂行のシステムに改変する政策だった。

しかし、優勝劣敗、格差拡大、倒産と貧困化をもたらしただけの「構造改革」の破綻は今や誰の目にも明らかだろう。引退した小泉元首相とともに落日の感深い「司法の構造改革」とその目玉である裁判員制度は、横須賀の沖にでもさっさと捨てる時になったように私は思うのだが。

● たかやま・しゅんきち 一九四〇年生まれ、東京大学法学部卒、東京弁護士会所属、高山法律事務所主宰、交通法科学研究会事務局長を務め、市民の立場から交通事故や道交法など交通分野を追究すると同時に、憲法と人権の日弁連をめぐり、代表として、憲法や司法をめぐる問題についても活発に発言。「道交法の謎」裁判員制度は「いらない」を著書多数